

第27号議案

学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

令和2年3月27日

提出者 文京区教育委員会  
教育長 加藤 裕一



文京区教育委員会訓令第五号

文京区立幼稚園  
文京区立小学校  
文京区立中学校

学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第七号）の一部を次のように改正する。

令和二年三月二十七日

文京区教育委員会

第二条第一項第三号を削り、同条第二項中「及び教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）第三条による準用規定のある者」を削る。

付 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。



学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程（平成十二年教育委員会訓令第七号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>第一条（略） （定義）</p> <p>第二条 この規程において「学校職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一～二（略）</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>2 この規程において「教員等」とは、教育公務員特例法第二条に規定する者をいう。</p> <p>3～4（略）</p> <p>第三条～第十四条（略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p>この訓令は、令和二年四月一日から施行する。</p>	<p>第一条（略） （定義）</p> <p>第二条 この規程において「学校職員」とは、次の各号に掲げる者をいう。</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 <u>都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成十九年東京都教育委員会規則第六十号）に基づき区立学校に派遣された日勤講師及び東京都公立学校一般職非常勤職員の任用等に関する規則（平成二十七年東京都教育委員会規則第五号）に基づき任用された非常勤の職員</u></p> <p>2 この規程において「教員等」とは、教育公務員特例法第二条に規定する者及び<u>教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）第三条による準用規定のある者をいう。</u></p> <p>3～4（略）</p> <p>第三条～第十四条（略）</p>

